

みんなで応援！県北の家庭教育！

発行所

福島県教育庁県北教育事務所
福島市杉妻町2番16号
電話 024-521-2814

家庭教育応援企業
にお勤めの皆様へ



家庭教育応援企業にお勤めの皆様には、日頃より本県の家庭教育の推進につきまして、御協力いただき厚く御礼申し上げます。

福島県では、11月の第3日曜日(17日)を「子育ての日」、その前後各1週間を「子育て週間」と定めています。子育て週間を機会に、家族や地域のきずなを深められるといいですね！今回の企業通信では、応援企業取組事例、福島県家庭教育支援チームについてご紹介いたします。

家庭教育応援企業の「取組事例」(活動報告) 紹介！

石畑自動車(二本松市)

二本松市立二本松第二中学校の第2学年の生徒たちの職場体験を実施しました。また、従業員に有給をとりやすいように事業主から休むことを勧めています。運動会や学習発表会、地元の祭礼等の際に家族で参加する場合、休暇を取らせています。

福島県のリーフレットは
こちらから↓



福島県も年次有給休暇の取得を推進しています！

**年次有給休暇を
活用して福島県の
イベントに参加しよう！**

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、地域の活動に参加したり、新しい働き方・休み方をはじめましょう。

厚生労働省 | 福島労働局 | 労働基準監督署
働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

**みんなで休みを合わせて！
年次有給休暇を活用して
福島県の魅力に触れよう！**

地域のイベントや自治体活動にあわせて有給休暇を取得しましょう！

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけでなく、地域活動への参加の機会が広がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい福島県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう！

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 導入のメリット

| | |
|-----|--------------------------|
| 事業主 | 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。 |
| 従業員 | ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。 |

2) 導入例
2024年の9月に導入すると…

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 |
| 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | | | | | |

年次有給休暇を土日、祝日と組み合わせて連続休暇に。

土日、祝日に計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて連続休暇にすることができ、また、□□点のみのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

| | |
|------------------------|------------------------|
| 例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者 | 例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者 |
| 5日 | 5日 |
| 5日 | 15日 |
| 5日 | 5日 |

○前年度取得されずに本年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせてさまざまな付与の方法があります。

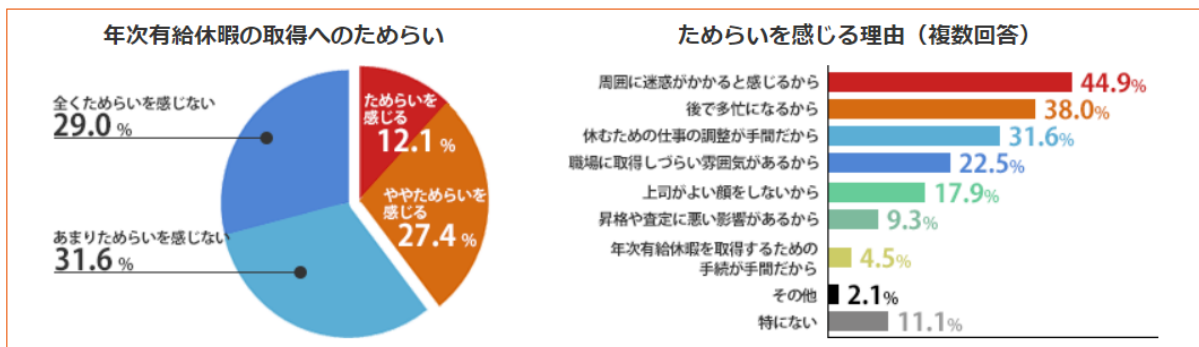
| 方式 | 年次有給休暇の付与の方法 | 適した事業場、活用事例 |
|---------|-----------------|---------------------------------------|
| 一括付与方式 | 全従業員に対して同一の日付付与 | 製造部門など、業務をまとめて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用 |
| 交替制付与方式 | 組・グループ別に交替で付与 | 流通・サービス業など、交代日を守ることが難しい企業、事業場などで活用 |
| 個人別付与方式 | 個人別に付与 | 年次有給休暇付与計画表により個人の年次有給休暇を把握 |

労働基準法が改正され、2019年4月から5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

なぜ年次有給休暇の取得率は低いのか？

年次有給休暇は、少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）などにおいて、2025年（令和7年）までに有給休暇の取得率を70%とすることが目標に掲げられています。

厚生労働省が公表している「令和5年就労条件総合調査」によると、2022年に企業が付与した有給休暇取得率は過去最高の62.1%を記録しましたが、依然として政府が目標とする70%とは大きな差があります。また、全体の約4割の労働者は、年次有給休暇の取得にためらいを感じていることが以下の意識調査から分かります。



【厚生労働省 令和5年度「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査】

年次有給休暇の取得率が上がらない理由には、「取得できない理由」と「取得しないでおく理由」があるようです。

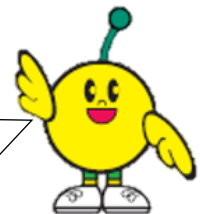
【取得できない理由】

- ・人手が足りない
- ・部署の異動や業務の変更によって忙しくなった
- ・休みを取得した際の代替要員が確保されていない
- ・繁忙期に入った

【取得しないでおく理由】

- ・急用や体調不良のときのために残しておきたい
- ・休むと他の人の迷惑になってしまう
- ・休んでいる間の仕事を引き継いでくれる人が少ない
- ・仕事が多すぎて休める状況にない
- ・周囲が有給休暇を取得しないため、取りにくい

年次有給休暇の取得率を改善するためには、職場環境を見直すことが大切です。また、就労環境が原因となっているもののなかには、周囲に気を使って休めないケースも見受けられます。管理職が有給休暇を取得しやすい雰囲気作りに取り組み、休暇への認識を改善していくことが大切なんだね！



新しい働き方・休み方が始まっています。

【年次有給休暇取得促進特設サイト】

年次有給休暇取得促進特設サイトでは、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備するために役立つ情報を紹介しています。

また、リーフレット等についてダウンロードできますので、ぜひご利用下さい。



福島県家庭教育支援チームをご存じですか？

家庭教育支援チームとは？

身近な地域での様々な取組や講座等学習機会の提供、親子で参加する行事の実施、子育てや家庭教育に関する相談対応、地域の情報提供等を行います。状況に応じて、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携・協働しながら、子育てや家庭教育を支援します。



県北地区で活動する家庭教育支援チームを紹介します。

ポレポレ（一般社団法人 Mother Tree）

1. さんさんファミリーサポート（アウトリーチ支援）
申込みのあった家庭に訪問し、専門サポートや家事育児サポートを行う。
2. 子育て講座・子どものしつけを学ぶプログラム（学びの場の提供）
3. ふたごひろば、親子発達サークル、イベント（地域の居場所づくり）
4. その他 SNS を用いた子育て相談



でこぼこ子育てピアサポート

福島市及び近郊市町村に住む発達障がい児を育てる母親に、地域との繋がり・交流・情報交換の場（でこぼこ交流会）を提供する。発達障がい児（診断の有無は問わない）を育てる母親が孤立せずに、不安や悩みを気軽に話し合えること、場合によって専門家のサポートを受けながら健やかな子育てができる環境を作り出すことを目的としている。

※ 県北地区以外の方も、交流会に参加可能。

また、電話やオンライン（Zoom、Skype 等）での相談も可能。



モア紬（つむぎ）

不登校支援とし、本人だけではなく家族への相談支援も行っている。本人、家族の理解を得たうえで、関連機関様とも連携し、包括的な支援を行っている。



Room Leaf（ルームリーフ）

不登校・登校しぶりや発達障害等の課題を抱えている子どもやその保護者に対して、子どもカウンセリング・保護者カウンセリングを実施するだけでなく、子どもの特性に応じた個別最適化学習等の心理的・教育的支援を包括的に実施。

また、地域における人間関係の希薄化や地域活動の縮小化などに伴い、安心・安全な居場所を見つけることが難しい高校生に対して、「社会力」（自分らしさを生かしながら他者と協働する力）を高めることができる場所を提供。



NPO 法人はーぐる

- ① 妊娠や性に関する相談窓口の運営
各種 SNS にて 24 時間 365 日対応（24 時間以内に返信）
必要に応じて病院や行政への同行支援も実施
- ② 包括的性教育の出張講座の実施（様々な形態で実施可能）
- ③ 性教育の必要性を知ってもらうための周知活動
SNS での情報発信や、講演会の実施



地域で家庭を
支えていきましょう！



家庭教育応援企業
代表者の皆様へ

家庭教育応援企業の取組をお知らせください



家庭教育を充実させるためには、家庭や地域だけでなく地元企業の家庭教育への理解や積極的な参加がますます求められています。

そこで、各社の素晴らしい活動の様子をHPや企業通信等で広く紹介し、効果的な取組等を共有することで家庭教育の充実を目指していきたくと考えています。「職場の家庭教育推進」「生活習慣向上の取組」等、企業での工夫やアイデアも募集しています。ぜひ、活動報告書にてお知らせください。日程を教えていただければ取材にも伺います！

「企業内学習会」

子育てについて学ぶ機会がほしい！

実施企業を募集しています！



県北教育事務所では、企業内学習会実施企業を募集しています。

各学校で、授業参観時等にPTA対象の研修を実施していますが、仕事の都合で職場に戻らなければいけなかったり、仕事をしている方々の参加率が低かったりと、学校での研修への参加がしにくい場合もあります。そこで、より多くの方々に家庭教育の啓発を図っていくことを目指し、標記の研修を設定しております。企業での研修を希望される場合は、県北教育事務所総務社会教育課まで御連絡ください。

- 講師派遣に係る旅費や謝礼は、福島県教育委員会で負担いたします。
- 研修実施を希望する旨を別添申込書によりメールもしくはFAXで下記担当までお知らせください。その後、打合せをしながら内容や日時等の詳細を決めていきます。
- 各企業の実態に合ったテーマを決めて、講師を紹介いたします。

〔研修テーマの例〕

- ・規則正しい生活習慣 ・親子のふれあい ・自己肯定感の形成 ・傾聴の仕方 ・個性の伸ばし方
- ・読書習慣の形成 ・学習意欲の向上 ・運動の重要性 ・いじめ、不登校、非行への対応 等

申
込
先

福島県教育庁県北教育事務所 総務社会教育課 担当：伊藤

TEL：(024) 521-2814 FAX：(024) 521-2870

E-mail：itou_emi_02@pref.fukushima.lg.jp



【県北の家庭教育応援企業／197社（R6.11現在）】

※ 企業名については県北教育事務所HPをご覧ください。
（二次元コードからも見るができます）

